

規制改革推進に関する答申（令和3年6月1日） （関連部分抜粋）

3. 投資等ワーキング・グループ

(11) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

イ デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

- a 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、総務省と文化庁は共同して関係者間の協議を着実に進め、また、ガイドラインの策定を着実に行うことで、円滑に施行し、実効的な運用の実現を図る。その際、ガイドラインは、権利者に意思表示の機会を適切に与えつつ、事後的な紛争が生じないように、運用の指針を示すものとし、制度内容やその活用方法、留意事項等について明確かつ平易な表現で記載するとともに、インターネット配信に係る権利処理のノウハウやリソースに乏しいローカル局にも資するよう、Q&A等において分かりやすく周知する。

【令和3年夏までに措置】